

別紙 1（農地整備に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（1）のアに掲げる農地整備の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用（運用 1 ～ 4）に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農地整備事業）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (1) のアに掲げる農地整備事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 1 第 1 から第 11 までの規定並びに別記及び別表 1 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 3 及び第 10 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と、「別紙 1－2」とあるのは「別紙 2 第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－2」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 3 (1) ウ	、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。	を超えていること。
	地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長。以下この別紙において「地方農政局長等」という。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 4 の 3 (1) ア (ア)	ただし、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）	ただし
	、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、	棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、
第 4 の 3 (1) ア (ウ)	4 メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において	3 メートル以上であること。

	「離島」という。)、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。	
第4の3(2)ア(ア)	ただし、振興山村	ただし
	、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては	指定棚田地域において行うものにあつては
第4の3(2)ア(ウ)	ただし、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯(以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。)、振興山村	ただし
	、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ)又は指定棚田地域	急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ)又は指定棚田地域
第4の3(2)ウ	離島、振興山村、過疎地域	過疎地域
	、半島振興対策実施地域、特定農山村地域	、特定農山村地域
第5から第8	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱(昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知)第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地整備事業(不発弾等事前探査を除く。)」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業(別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。)の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとする

併せて一体的に実施するもの

- 2 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2486 号農林体的に実施するもの水産事務次官依命通知。）に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 の第 5 の 1 の(2)のアの(ア)の規定は適用しないものとする。
- 3 ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業（担い手育成型）、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（担い手育成型）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 238 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成 14 年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 の第 5 の 1 の(3)のア及び第 5 の 2 の(3)に規定する「20 パーセント」を「5 パーセント」と読み替えることとする。
- 4 経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 の第 5 の 1 の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、以下の①及び②を満たすことが確実と見込まれること。
① 担い手農地利用集積率が 25 パーセント以上となること。
② 担い手農地利用集積増加率が 20 パーセント以上となること。」と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第 4 に規定する土地改良総合整備事業(担い手支援型)で採択の申請を検討していた地区のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 の第 5 の 1 の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

- (1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が 20 パーセント未満である場合にあっては、これが 25 パーセント以上となること。
- (2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が 20 パーセント以上である場合にあっては、これが 5 パーセントポイント以上増加すること。」と読み替えるものとする。
- 5 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 1 農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 6 5 により移行された地区については、なお従前の例による。
- 7 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 1 農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた

地区であって、平成 24 年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 8 7により移行された地区については、なお従前の例による。
- 9 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 1 農地整備事業に係る運用）の第 5 の規定又は地域自主戦略交付金交付要綱（番号 1 農地整備事業に係る運用）の第 5 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 10 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 7 農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 11 10により移行された地区については、なお従前の例による。
- 12 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 3 農地整備事業における通作条件整備に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 13 12により移行された地区については、なお従前の例による。
- 14 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 地第 547 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 25 年度以前から実施している地区にあつては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。

運用 2（農業基盤整備促進事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 2 第 1 から第 11 までの規定、別表 1 及び別表 2 並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 10 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6 の 1	地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 6 の 2、第 7 の 1、第 8 の 1 及び 3 並びに第 11 の 5 (2)	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 9 の柱書き	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別表 2
第 9 の 2 (2)	1 ヘクタール（北海道にあっては 3 ヘクタール）	1 ヘクタール
第 11 の 5 (3)	地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合	内閣府沖縄総合事務局長が農林水産省農村振興局長と協議して特にやむを得ないと認める場合
第 11 の 9	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）第 13 の規定
別記様式第 2 号、第 3 号及び第 4 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 2 号	第 6 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別記 1－1 運用 2 第 6 に基づき
別記様式第 3 号	第 7 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別記 1－1 運用 2 第 7 に基づき

別記様式第 4 号	第 8 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 2 第 8 に基づき
-----------	----------	--

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業基盤整備促進事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

運用 3（実施計画策定事業）

第 1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 3 の第 1 から第 8 までの規定並びに別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	都道府県	沖縄県
第 5 の 1	地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 3 及び 5	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「実施計画策定事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

運用 4（草地畜産基盤整備事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 4 第 1（12 の規定を除く。）第 2 から第 4（1 及び 2 の表の「草地整備型」欄を除く。）まで、第 5、第 6（5 の規定を除く。）から第 9（2 の規定を除く。）まで、第 10（1 の表の交付対象欄のうち「草地整備型」欄及び区分「利用施設整備事業」の(2)のセ欄並びに及び 3 の規定を除く。）及び第 11 の規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号（「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業調査計画概要」として示す様式、「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業実施計画概要」として示す様式並びに第 5 章第 3 節 3 (8) 及び 4 (14) 並びに第 6 章に示す様式を除く。）まで、第 5 号から第 7 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 2、第 4 の 2 の表の「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)及び第 5 の 1 (4) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 8 (1) ア	(ア) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）	(ア) （削除）
	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）	(イ) （削除）
	(ウ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）	(ウ) （削除）
第 1 の 8 (1) ア (カ)	(ア) から (カ) までの地域	(エ) から (カ) までの地域
第 3 の 3	草地整備型及び畜産担い手総合整備型	畜産担い手総合整備型
第 4 の 1	第 5 に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画	草地畜産基盤整備事業実施計画

第４の１の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	北海道にあっては 200 ヘクタール以上であること。	であること。
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)	ア及びイの要件	イの要件
	第１の８の(1)のアの(ア)から(カ)までのいずれか	第２の８の(1)のアの(エ)及び(カ)のいずれか
	事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。	事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。
	ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村 (イ) 奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域（以下この別紙において「奄美群島」という。）	ア （削除）
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)イ	(エ) 気象条件の厳しい地域であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50% 以上	(エ) （削除）
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(3)	（ただし、林野率が 75% 以上の地域にあっては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね 60 ヘクタール以上であること。）	（ただし、林野率が 75% 以上の地域にあっては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。）
第４の２の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。	事業主体は、沖縄県とする。ただし、沖縄県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は沖縄県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事とな

っている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、知事が適当と認めるもの(以下「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(以下「再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。)

ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。

(ア) 事業指定法人は、知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、沖縄県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付

		される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく、沖縄県に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (ア) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、知事の承認を受けるものとする。
第4の2の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(2)及び「草地林地総合整備型」欄の(2)	エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。	エ (削除)
第4の2の表の「再編整備事業」欄及び	オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と	オ (削除)

「水田地帯等担い手育成整備事業」欄の(2)	見込まれる者とする。	
第4の2の表の「草地林地総合整備型」欄の(2)ウ	担い手（活性化計画に示された者）	担い手
第7の1(1)	実施要領第3に定めるところによる農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第15の2に定める実施要件確認に必要な資料
	活性化計画	活性化計画（活性化計画は、畜産担い手総合整備型に限る。）
	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下この別紙において「北海道開発局長」という。）を経由して農林水産省生産局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第8の2及び3並びに第9の1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第10の1(2)	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）	交付要綱
第10の1の表の「基本施設整備事業」欄及び「利用施設整備事業」欄の国費率欄	50%以内草地林地総合整備型にあっては55%以内	2/3以内草地林地総合整備型にあっては75%以内
第10の2	実施要綱第3	交付要綱第13
第10の4(5)	飼料受託組織又は共同利用方式により、	飼料受託組織又は畜産業を営む者3戸以上が構成員に含まれている団体とし、
第10の5(1)並びに(2)イ及びウ	株式会社日本政策金融公庫資金	沖縄振興開発金融公庫資金
別記様式第2号	草地畜産基盤整備事業の運用第6の3の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付

		金実施要領別紙 1－1 運用 4 第 6 の 3 の規定
別記様式第 4 号、第 5 号、第 6 号	地方農政局長殿（北海道にあつては農林水産省生産局長）	内閣府沖縄総合事務局長殿
別記様式第 4 号	（添付資料） ・ ○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書 ・ 営農目標推進整備計画	（添付資料） ・ ○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書
別記様式第 5 号	・ 変更後の畜産活性化計画書（写）	・ 変更後の畜産活性化計画書（写）（畜産担い手総合整備型に限る。）

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「草地畜産基盤整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 3 経過措置

- 1 農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であつて、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局長通知、23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知、23 林整計第 345 号林野長官通知、23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知、21 林整計第 336 号林野庁長官通知、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 6 草地畜産基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であつて、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 1－1 運用 4 草地畜産基盤整備事業）の第 7 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、交付要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙 2（農地整備に係る取扱い）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (1) のアに掲げる農地整備事業の取扱いについては、制度要綱及び交付要綱によるほか、別紙 1 運用 1 及びこの取扱いに定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－2 第 2、第 3 から第 10 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 20 号まで、第 21 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）、第 22 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）、第 23 号（2 (1) ウに示す様式を除く。）及び第 24 号から第 28 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 2 の 3 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	別紙 1－1 運用 1	別紙 1 運用 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1－1 運用 1
第 2 の 3 (1)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 3 の 1 (4)	北海道では 3 ヘクタール、都府県では 1 ヘクタール	1 ヘクタール
	各地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 4 の 4 (1)、(2) 及び(3)	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 6 から 8 まで、第 7 の 2 から 4 まで、第 10 の 5 (1) 及び別記様式第 8 号の 7 (2) の注書き	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 8	10 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。	10 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。

		11 平成26年度当初予算以降、土地改良施設の一部として小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、施設管理者である土地改良区又は土地改良区連合（以下この別紙において「土地改良区等」という。）が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電施設に係る補助金のうち、固定価格買取制度による売電の調達価格算定の基礎となっている施設建設費に対する補助金相当分について、農村振興局長が定めるところにより、調整を行うものとする。ただし、平成25年度末までに、発電施設の導入可能性について確認され、かつその導入について土地改良区等の合意形成に向けた取組が行われている地区については、この限りでない。
第10の6	「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25生畜第2095号農林水産省生産局長、25農振第2128号農林水産省農村振興局長、25林整計第960号林野庁長官、25水港第2975号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区	「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成26年4月1日付け25地第547号農林水産事務次官通知）による改正前の交付要綱に基づき平成25年度以前から実施している地区
別記様式第15号、第16号、第21号、第22号、第23号及び第24号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

別記様式第15号	農地整備事業に係る運用第8の規定	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1第8の規定
別記様式第16号	運用第8	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1第8
別記様式第17号、 第18号及び第19号	農林水産省〇〇農政局長 殿(北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第17号	農地整備事業に係る運用の第9の規定	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1第9の規定
別記様式第18号、 第19号、第20号、 第21号、第22号及び 第23号	農地整備事業に係る運用第9の規定	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1第9の規定
別記様式第20号	農林水産省〇〇農政局長 殿(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第24号	農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定	農地整備事業に係る取扱い第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－2第7の3の規定

別紙 3（水利施設整備に係る運用）

第 1 趣旨

水利施設整備に係る運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 第 2 から第 10 までの規定、別記及び様式 1 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 8	要綱第 4 の農村振興局長が別に定める経費とは	水利施設整備に係る経費は
様式 1	農林水産省〇〇農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水利施設整備（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について

（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 地第 220 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、事業を実施している地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 第 5 の提出が行われたもの

とみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例による。

運用 1（水利施設等整備事業）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の第 1 から第 7 までの規定並びに別表及び別記様式第 1 号から第 18 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 及び 6 並びに第 3 の 6 (2)、(4) 及び (5)	都道府県営	県営
第 3 の 1 (1)	受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積については、当分の間、水田については 100 ヘクタール、畑地については 50 ヘクタール以上、かつ、末端支配面積については、当分の間、5 ヘクタール以上のもの、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (2)	受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (3)	末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの	末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
第 3 の 1 (4)	末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 3 (1) 及び 4 (1)	200 ヘクタール	100 ヘクタール

第 3 の 5 (2)	(離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道又は奄美群島に属するものを除く。)の地域内にあっては、おおむね 10 ヘクタール) 以上であり	以上であり
別記様式第 16 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 17 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 18 号	都道府県知事 殿 (北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿)	沖縄県知事 殿 (内閣府沖縄総合事務局長 殿)

運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の第 1 から第 9 までの規定並びに別表、別記様式第 1 号から第 6 号まで及び第 7 号（2 (1) に示す様式を除く。）は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (2) イ (ウ) ④ の規定を除く。）中、「別紙 2」とあるのは「運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 3 (1) ウ	、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。	を超えていること。
	地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長。その他都府県にあつては地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
第 4 の 1 (1) ア	20 ヘクタール（北海道にあつては 100 ヘクタール、奄美群島にあつては 10 ヘクタール）	10 ヘクタール
第 4 の 1 (2) ア、イ (イ) 及びウ (ア)	30 ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね 20 ヘクタール）	20 ヘクタール
第 4 の 1 (2) イ (ア)	都道府県営土地改良事業	県営土地改良事業
別記様式第 6 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定	畑地帯総合整備型に係る第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の第 7 の規定
別記様式 7 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省	内閣府沖縄総合事務局長 殿

	農村振興局長 殿)	
	畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）に係る別紙２の第７の規定	畑地帯総合整備型に係る第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙２の第７の規定

運用 3（農業水利施設保全合理化事業）

第 1 趣旨

農業水利施設保全合理化事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 3 の第 1 から第 8 までの規定並びに附則、別表、別記様式第 1 号から第 15 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 3 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 3 (5)イ	地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 4 の 2 の (1)のイの (イ)	地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 10 号から 15 号まで	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 4（広域農業用水適正管理対策事業）

第 1 趣旨

広域農業用水適正管理対策事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 4 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 7 の柱書き	地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 3 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 趣旨

地域用水環境整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 9 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 5 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6	当該都道府県	沖縄県
第 6 及び第 7 の 2	地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 8 号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

別紙 4（農地防災に係る運用）

（目的及び趣旨）

- 第 1 農地防災は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁を除去し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的とする。
- 2 農地防災の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、制度要綱、交付要綱、この運用（運用 1 及び運用 2）及び農地防災に係る取扱いの定めるところによる。
- 第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の規定の準用
農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農地防災事業）

（目的及び趣旨）

第 1 農地防災事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 1 の第 1、第 2（2 の規定を除く。）及び第 3 から第 6 までの規定、別紙様式第 1 号から第 18 号まで、運用 1 別紙 1 及び運用 1 別紙 1 別表第 1（番号 1 から 5 までの欄を除く。）、運用 1 別紙 2 並びに運用 1 別紙 2 別記 1 及び別記 2、運用 1 別紙 3（第 6 の 2 の表の「奄美」欄及び「離島」欄を除く。）並びに運用 1 別紙 3 別記様式及びその別紙、運用 1 別紙 4、運用 1 別紙 4 別表 1 及び別表 2 並びに運用 1 別紙 4 別記様式及びその別紙並びに運用 1 別紙 5 並びに運用 1 別紙 5 別表 1、別紙様式第 1 号及び別紙様式第 2 号、運用 1 別紙 6、運用 1 別紙 7 及び運用 1 別紙 7 別記様式は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 1、第 5、運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (5) 及びⅤ. 2 並びに運用 1 別紙 4 の第 4 の 2 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1	農山漁村地域整備交付金	本交付金
	実施要綱第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて	交付要綱第 14 に定める実施要件確認に必要な資料として
	地方農政局長等（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 3 の 3 及び 4、第 6 の 5、運用 1 別紙 2 の第 7 柱書き、運用 1 別紙 4 の第 5 柱書き、運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (2)、運用 1 別紙 6 の第 5 柱書き並びに運用 1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

別紙 7 の第 4 柱書き		
第 6 の 1	別紙 3 - 2	取扱い
別記様式第 3 号	農政局名	内閣府沖縄総合事務局
運用 1 別紙 1 の I . 2 (1)	、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、	であって、
運用 1 別紙 1 の I . 2 (2) ア (ア) a	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく指定地域（以下この運用別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上	特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール以上
運用 1 別紙 1 の II . 1 (1) カ a	振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う	において行う
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) ア a	400 ヘクタール	200 ヘクタール
	100 ヘクタール	60 ヘクタール
	以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの a の基準による	以上のもの
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) イ	ア以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 の II . 2 (3) ア (ア)	a 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による	a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (3) ア (イ)	(ア)以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (4) ア (ア)	a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による	a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (4) ア (イ)	(ア)以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (5)	ア 都道府県が行うもの ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による (ア) a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上のもの (イ) 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの	ア (削除)
	イ ア以外のものが行うもの	ア 沖縄県以外のものを行うもの
運用 1 別紙 1 のⅢ. 2 (1) ア a	400 ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール）	400 ヘクタール
運用 1 別紙 1 のⅣ. 2 (1) ア (ウ)	北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅣ. 2 (1) イ (ア)	10 ヘクタール以上	10 ヘクタール以上（ただし、離島等にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上

		で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ヘクタール以上)
運用1別紙1のIV.2(2)	特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね40ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うもの）にあつては、おおむね20ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）	特殊農地保全整備工事（農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの
運用1別紙1のIV.2(2)ア	30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの）にあつては、おおむね20ヘクタール）	5ヘクタール
運用1別紙1のIV.2(2)イ	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね50ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの）にあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね20ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの）にあつては、10ヘクタール）以上のもの。ただし、団体営事業にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。
	ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの）にあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	ウ （削除）
運用1別紙1のIV.3	団体に限る。（北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体。）	団体に限る。
運用1別紙1のVの2(2)ア	都道府県営事業	県営事業
運用1別紙2の第6の2(3)ア(7)	100ヘクタール（奄美諸島において行うもの）にあつては、おおむね60ヘクタール）	60ヘクタール

運用 1 別紙 2 の第 6 の 2 (3) ア (イ)	400 ヘクタール（奄美諸島において行 うものにあつては、おおむね 200 ヘク タール）	200 ヘクタール
運用 1 別紙 2 別記 2 の 1 (5)	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指 定された振興山村 (ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された離島振興対策実施地域 (エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された半島振興対策実施地域	(イ) 沖縄振興特別措置法 （平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定 する離島
運用 1 別紙 2 別記 2 の 3 (2) エ	運用 2（水質保全対策事業）	運用 2（水質保全対策事業） 第 2 において準用する農山 漁村地域整備交付金実施要 領運用 2
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (1) ア	1 億円以上のものをいう。ただし、奄 美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律 第 72 号）に基づく指定地域（以下この 運用別紙において「離島」という。）に あつては、5,000 万円以上のものをい う。	1 億円以上のものをいう。
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (2) ア	並びに離島及び奄美群島にあつては、	にあつては、
運用 1 別紙 3 第 5 の柱書き 及び運用 1 別 紙 5 第 6 の 3	地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
運用 1 別紙 3 第 6 の 1	運用 1	運用 1 第 2 において準用す る農山漁村地域整備交付金 実施要領別紙 3－1 の運用 1
運用 1 別紙 3 第 6 の 2 の表	注：「都道府県」には、離島（離島振 興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条 第 1 項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児 島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。） の区域は含まないものとする。	注：（削除）
運用 1 別紙 3 別記様式及び	農林水産省農村振興局長 地方農政局 長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 1 別紙 4 別記様式		
運用 1 別紙 4 第 4 の 1	(1) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号) に基 づく地震防災対策強化地域	(1) (削除)
運用 1 別紙 4 第 4 の 2 (1)	都道府県道	県道
運用 1 別紙 4 第 6 の 1	工事費及び効果促進事業	工事費
運用 1 別紙 5 第 3 の 1 (1) ア	(ア) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条に基づき 指定された地震防災対策強化地域	(ア) (削除)
	(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震に係る地震防災対策の推進に関 する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号) 第 3 条に基づき指定された 日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防 災対策推進地域	(ウ) (削除)
	(エ) 首都直下地震対策特別措置法(平 成 25 年法律第 88 号) 第 3 条に基 づき指定された首都直下地震緊急対 策区域	(エ) (削除)
	(オ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条に基づき 指定された豪雪地帯	(オ) (削除)
運用 1 別紙 5 第 5 の 2 (1) ウ (ア)	b 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた振興山村 c 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた離島振興対策実施地域 d 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた半島振興対策実施地域	b 沖縄振興特別措置法(平 成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3 項に規定する離 島
運用 1 別紙 5 別表 1 の留意 すべき事項 (5) ア	受益戸数は、おおむね 20 戸(北海道、 離島、沖縄県及び奄美群島にあっては 10 戸、集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。	受益戸数は、おおむね 10 戸 (集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。
運用 1 別紙 5 別記様式第 2	地方農政局長 殿(北海道にあっては 農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局長 殿

号及び運用 1 別紙 7 別記様式		
運用 1 別紙 6 第 3 の 3	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表	別表 2
運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (1)	イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用別紙において「離島」という。） エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	イ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島 ウ （削除） エ （削除）
運用 1 別紙 6 第 4 の 2 (1)	カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 4 億円以上のもの キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 3 億円以上のもの	カ （削除） キ （削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地防災事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 農地防災事業実施要綱（昭和 40 年 12 月 24 日付け 40 農地 D 第 1829 号農林事務次官依命通知）、地域ため池総合整備事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振

第 2286 号農林水産事務次官依命通知）、農業用河川工作物応急対策等整備事業実施要綱（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設耐震対策事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2639 号農林水産事務次官依命通知）、農村災害対策整備事業実施要綱に基づき採択された地区、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林事務次官依命通知）別紙 1 の 1（1）キ、ク、ケ、コ、及びサに基づき実施してきた地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1 により移行された地区については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 13 の第 3 の規定に基づいて、平成 23 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）の第 3 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱又は要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に規定するため池等整備事業を平成 26 年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

運用 2（水質保全対策事業）

第 1 趣旨

水質保全対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2 第 1（1 の表の区分 3 欄を除く。）から第 5 までの規定及び様式 1 から 3 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 2 (2) 及び第 2 の 1	区分 2 及び 3	区分 2
第 1 の 2 (3)	鹿児島県	沖縄県
第 2 の 1	要綱第 7 の 2	交付要綱第 16 の 2
	地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 2 の 1 (3) ア	湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
第 2 の 2 の 柱書き	区分 1 から 4 まで	区分 1、2 及び 4
	満たすこと。なお、区分 3 を実施しようとするときには加えて次の (3) も満たすこと。	満たすこと。
第 2 の 2 (3)	指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。	（削除）
第 2 の 2 (4)	奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）	沖縄県内
第 2 の 3 (3) イ 及び 第 2 の 4 (2)	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第 2 の 4 (1) ア	区分 1 から 4 又は区分 6	区分 1、2、4 及び 6
第 3 の 1 (1) ⑨	技術指導費	(削除)
第 5 の 柱書き	区分 2、3 及び 5	区分 2 及び 5

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水質保全対策事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 16（水質保全対策事業に係る運用）第 2 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 16（水質保全対策事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2 より移行された地区については、なお従前の例による。

別紙 5（農地防災に係る取扱い）

第 1 農地防災の実施に関しては、農地防災に係る運用によるほか、農地防災に係る取扱いによるものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－2 第 2 から第 8 までの規定、取扱別紙 1 並びに取扱別紙 1 別記様式 1 及び 2 並びに取扱別紙 2 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（取扱別紙 2 の 1 (2) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、これらの規定（第 3 (30) 及び (34) ア、取扱別紙 1 の 1.、取扱別紙 1 別記様式 1 並びに取扱別紙 2 の 4 の規定を除く。）中、「運用」とあるのは「別紙 4（農地防災に係る運用）」において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1（農地防災に係る運用）」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 3 (10) ア	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村	(イ) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島
	(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	(ウ) （削除）
	(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	(エ) （削除）
第 3 (10) イ	アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域	（削除）
第 3 (30)	運用 1 別紙 1 の II	運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 1 の運用 1 別紙 1 の II
	運用 2	運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2
第 3 (45)	別紙 3－1	運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2
第 5 (9)	南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 43 年法律第 17 号）第 2 条	沖縄県における運用別紙 1 の IV の 1 の (1) に定める特殊土

	により指定された南九州畑作振興地域とする。	壤地帯（国頭マージ、島尻マージ又はジャーガルに覆われた地帯をいう。）とする。
第5(10)	南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事（運用別紙1のⅣの2の(1)の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）をいう。以下この別紙において同じ。）とは場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。	特殊土壌地帯における農地侵食防止工事とは場整備工事又は畑地かんがい工事が競合する部分の排水路工事に要する費用については、それぞれの工事における排水路工事の位置付けを勘案し、それぞれの工事の費用に振り分けるものとする。
第5(14)エ	その他地方農政局長が適当と認める手法	（削除）
取扱別紙2の1(2)	都道府県費	県費

別紙 6（農村整備に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（１）のエに掲げる農村整備の運用については、制度要綱及び交付要綱本文によるほか、この運用（運用 1 ～ 4）に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領 4－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図る事を目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に実施するものである。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 1 から第 11 までの規定は本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、「別紙 4－2 取扱い 1」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5 の 1	実施要綱第 7 の 2	交付要綱第 16 の 2
	（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出	に提出
第 9 の 2	日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
別表区分欄 2 の事業種類欄 (12) の事業内容欄②	整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）	整備
別表	注）「離島」とは離島振興法（昭和 28 年法律 72 号）に基づく指定地域とする。「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律 第 189 号）に基づく指定地域とする。	注）（削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農村集落基盤再編・整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付構改D第457号農林水産事務次官依命通知）の第5の1及び2に基づいて採択された地区であって、平成22年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知）別紙1農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）、別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙22（農地環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 4 3により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙19の第3の1の助成経費については、第10の1によるものとする。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱別紙19の第2、別紙20の第4、別紙22の第5の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成28年4月1日付け27地第552号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のサ（集落基盤整備事業）及びシ（中山間地域総合整備事業）に基づき、平成27年度に実施している地区は、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成30年4月1日付け29地第220号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のシ（農村集落基盤再編・整備事業）及びス（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。

附則

「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 3 の 4（1）ア③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。

運用 2（農業集落排水事業）

第 1 趣旨

農業及び農村の健全な発展を期するためには、生産性の高い農業の実現を目指すとともに、活力ある農村社会の形成を図ることが緊要である。しかし、近年の農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、循環型社会の構築が21世紀の我が国の最も重要な政策課題の一つとなる中、農業集落排水施設から排出される汚泥や処理水の循環利用についても、今後一層の対応が必要な状況にある。

このため、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 から第 9 までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 、第 4 の 1 及び 2 、第 5 の柱書き、第 6 の 1 、第 8 の 1 並びに第 9 の柱書き	別紙 4－2 取扱い 2	別紙 7 取扱い 2 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2
第 4 の 1	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) の③	沖縄振興公共投資交付金制度要綱第 4
	地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長。その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長

第 4 の 2 及び 4 、第 5 の柱 書き、第 6 の 1 及び 3 並びに 第 9 の柱書き	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
---	---------	-------------

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業集落排水事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2 により移行された地区については、なお従前の例による。

第 5 附則

- 1 従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- 2 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林

水産事務次官依命通知)」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。

運用 3（畜産環境総合整備事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3 第 1（3 及び 4 の規定を除く。）から第 3（1 (2) 及び (3) の規定並びに表の種類 2 及び 3 欄並びに 2 の表の事業の種類 2 及び 3 欄を除く。）まで、第 4、第 5（表の種類 2 及び 3 欄を除く。）、第 6（1 の表の区分 2 及び 3 欄を除く。）、第 7（3 (5) 及び (6) の規定を除く。）、第 8（2 (6) の規定を除く。）から第 11（2 の規定を除く。）まで、第 12、第 13、第 15 及び第 16 の規定並びに別記様式 1、2、3（事業計画概要表の記載要領の項目「土地利用」を除く。）及び 4（第 4 章第 11 節及び第 12 節並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節を除く。）は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の柱書き	畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）	本事業
第 1 の 2 ア	(エ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく関係府県の区域	(エ)（削除）
	(オ) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域	(オ)（削除）
第 2 の 3	及び臭気対策施設の整備に限っては	に限っては
第 4 (1)	区分欄 1、2 及び 3	区分欄 1
第 5 の表の種類 1 欄(1)	取り扱うものとする（以下 3 の (1) において同じ）。	取り扱うものとする。
第 5 の表の種類 1 欄(2)	できるものとする（以下 3 の (2) において同じ）。	できるものとする。
第 5 の表の種類 1 欄(3)	過半数を出資している場合に限る。以下 2 の (3) 又は 3 の (3) において同じ。	過半数を出資している場合に限る。
第 7 の 2 (1) ア (イ)	第 5 の表 1 (2) 又は 2 (2)	第 5 の表 1 (2)

第 7 の 2 (2) ア	資源リサイクル事業にあつては第 3 の 1 の表の 1、草地畜産活性化事業にあつては同表の 2、新技術活用地域環境改善モデル事業にあつては同表の 3 の要件に適合すること	第 3 の 1 の要件に適合すること
第 7 の 3 (1)	循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあつては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあつては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。	循環利用を推進するよう努めるものとする。
第 8 の 1 (1)	実施要領第 3 に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第 7 の 2	交付要綱第 15
	(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。) に提出	に提出
第 8 の 2 (3)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は同表の 3 (2) に規定する	に規定する
第 8 の 2 (4)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は 3 (3) に規定する	に規定する
第 13 の 1	草地、飼料畑	草地
	草地景観等の活用・活性化に必要な用地	用地
第 13 の 3	資源リサイクル事業にあつては、家畜排せつ物処理施設の整備、	家畜排せつ物処理施設の整備、

	家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあつては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。	家畜保護施設整備とする。
第 15 の 2	株式会社日本政策金融公庫資金	沖縄振興開発金融公庫資金
別記様式 1、2、4、5 及び 6	畜産環境総合整備事業（〇〇事業）	畜産環境総合整備事業（資源リサイクル事業）
別記様式 1 及び 2	畜産環境総合整備事業の運用の第 7 の 2 の (1) のアの規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3（畜産環境総合整備事業）の第 7 の 2 の (1) のアの規定に基づき
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「土地権利」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに	利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「事業参加者」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数	経営移転に係る戸数
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「環境負荷脆弱地域等」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、(1) 地区が所在する市町村のすべてが	(1) 地区が所在する市町村のすべてが
別記様式 5	地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農林水産省畜産局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長） 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿

	畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用3（畜産環境総合整備事業）の第10の2の規定に基づき
別記様式6	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）殿	内閣府沖縄総合事務局長殿
	畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用3（畜産環境総合整備事業）の第11の1の規定に基づき

第2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「畜産環境総合整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2595号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号25 畜産環境総合整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

運用 4（農道整備事業）

第 1 趣旨

農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため、農道整備事業を実施するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 第 1 から第 3 までの規定及び附則は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 1 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 (1)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 1 の 2 (2)	（山村振興法（昭和40年法律第64号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（（同法第33条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下同じ。）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）	（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（（同法第33条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下同じ。）に限る。）
第 2 の 2 (3)	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を經由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農道整備事業（不発弾等事

前探査を除く。)」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙26（農道整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1により移行された地区については、なお従前の例による。

別紙 7（農村整備に係る取扱い）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（１）のエに掲げる農村整備に係る取扱いについては、制度要綱及び交付要綱本文によるほか、別紙 6 及びこの取扱い（取扱い 1 ～取扱い 2）の定めるところによる。

取扱い 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の実施の取扱いについては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）

（以下この別紙において「交付要綱」という。）別紙 6 運用 1 農村集落基盤再編・整備事業によるほか、この取扱いによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 1 から第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 17 号まで及び様式 1 から 2 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 2 (1) ウの規定及び第 3 の 1 (3) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の柱書き	実施要領別紙 4－1 運用 1	交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1
第 1 の 1 (2) ア	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 1 の 2 (1) ウ	関係都道府県	沖縄県
第 1 の 5 (1)	（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。）が特に必要と認める事業	が特に必要と認める事業
第 1 の 5 (2) イ	実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの（オ）に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用	交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 農業用水保全の森づくり事業に係る運用
第 3 の 1 (3)	都道府県営事業	県営事業
別記様式第 4 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 5 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	実施要領別紙 4－1 運用 1 第 7 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 7 に基づき

別記様式第 6 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 7 の 2 及び実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 3〔第 5 の 4〕に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第 16 の 2 及び同交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 3〔第 5 の 4〕に基づき
別記様式第 7 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 7 の 2 及び実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 5 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第 16 の 2 及び同交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 5 に基づき
別記様式第 12 号	実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 3 の 5 の（5）に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 3 の 5 の（5）に基づき
別記様式第 14 号	実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 5 の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 5 の規定により
別記様式第 17 号	農林水産省〇〇農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由	内閣府沖縄総合事務局長 経由
	実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 8 の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 8 の規定により

取扱い 2（農業集落排水事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2 第 1 から第 9 までの規定及び様式第 1 号から第 17 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中（様式第 3 号から第 17 号までの規定を除く。）、「別紙 4－1 運用 2」とあるのは「別紙 6 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2」と読み替え、「別紙 4－2 取扱い 2」とあるのは「別紙 7 取扱い 2 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1 (1)	おおむね 20 戸（北海道、離島及び奄美群島にあつては 10 戸）	おおむね 10 戸
第 2 の 1 (11)	農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき整備	農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき整備

第 7	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
様式第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 7 号の 2、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 15 号、第 16 号及び第 17 号	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 都道府県	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 沖縄県

第 2 附則

- 1 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知))」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領」、「農山漁村地域整備交付金実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による。

別紙 8（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 第 2 から第 7 までの規定及び別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1 イ	別紙 6	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 9 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6
第 2 の 2 ア	別紙 4－1 農村整備に係る運用	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 農村整備に係る運用
第 3 の 2 (1)	（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に	に
別記様式第 3 号及び第 4 号	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長）	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業用水保全の森づくり事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地

域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号 農林水産事務次官依命通知）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に関する運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1 により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）の第 2 の 2 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙 9（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林が有する、国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行う。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 第 2（7 の規定を除く。）から第 4（1 (4) ア (エ) 及び 7 の規定を除く。）まで、第 5（1 (4) の規定を除く。）から第 8（3 及び 4 (3) の規定を除く。）まで及び第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (1) エ、第 5 の 1 (2) 及び第 5 の 2 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。	森林整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。
第 2 の 1 及び第 4 の 1 の表題	育成林整備事業	森林環境保全整備事業のうち育成林整備事業
第 2 の 1	育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために	育成林の整備を推進するために

第 2 の 2 及び第 4 の 2 の表題	共生環境整備事業	森林環境保全整備事業のうち共生環境整備事業
第 2 の 3 及び第 4 の 3 の表題	機能回復整備事業	森林環境保全整備事業のうち機能回復整備事業
第 2 の 4 及び第 4 の 4 の表題	林道改良事業	森林環境保全整備事業のうち林道改良事業
第 2 の 5 及び第 4 の 5 の表題	林道点検診断・保全整備事業	森林環境保全整備事業のうち林道点検診断・保全整備事業
第 2 の 6 及び第 4 の 6 の表題	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	森林居住環境整備事業のうちフォレスト・コミュニティ総合整備事業
第 3	森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）第3に準ずる。	1 沖縄県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進を図るため、その体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。 2 沖縄県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。
第 4 の 1 (1) エ	都道府県道	県道
第 4 の 1 (4) ア (エ) 柱書き	50ヘクタール	30ヘクタール
	1 キロメートル	0.8キロメートル
	以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。	以上であること。
第 4 の 1 (4) ウ 柱書き	50ヘクタール	30ヘクタール
	（アの（エ）の a の（a）に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画という。）又は特定間伐等促	である場合は、

	進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、	
第5の1(2)	都道府県知事	沖縄県知事
	関係都道府県	沖縄県
第5の2(1)	都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に	市町村長は、沖縄県知事に
第5の2(2)	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。	提出するものとする。
第6の1	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）、第4の7の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）に規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））とする。
第8の4(1)イ	(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。	(ア) （削除）
別記様式第2号から第4号まで	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき
別記様式第3号及び第4号	（注2）山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。	（注2） （削除）

別記様式第 3 号	林野庁長官 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	〇〇（都道府県）	沖縄県
別記様式第 4 号	（林野庁長官）	（内閣府沖縄総合事務局長 殿）

別紙 10（治山事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7 第 2（柱書きを除く。）から第 7 まで及び様式 1 から 6 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」及び「離島及び奄美群島」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 2	とする（ただし、沖縄県を除く）。	とする。
第 2 の 3	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官
第 2 の 5	交付要綱別表	農山漁村地域整備交付金交付要綱別表
第 2 の 6 (1) 及び 7 (1)	前年度の 1 月 31 日までに	前年度末までに
	林野庁長官へ提出	制度要綱第 6 に定める事業計画の提出後、速やかに内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第 2 の 6 (2) (イ) 及び 7 (2)	林野庁長官へ提出	内閣府沖縄事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第 2 の 7 (1) (ウ)	流域別の事業量	事業区別の事業量
第 2 の 7 (1) (エ)	事業実施計画	事業実施計画（共生保安林整備事業を除く。）
第 2 の 8 (2)	林野庁長官に確認	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官に確認

第 3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局長通知・23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知・23 林整計第 345 号林野庁長官通知・23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 28 治山事業に係る運用）に基づき実

施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2 1により移行された地区については、なお従前の例による。

3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 18 治山事業に係る運用）の第 2 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

4 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 1 農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

5 4により移行された地区については、なお従前の例による。

別紙11（地域水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

地域水産物供給基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（2）の規定、2（1）の表の区分2欄及び4（2）の規定を除く。）から第6まで及び別記参考様式別紙8第1号から第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第2の3（ア）及び（イ）、第3の1（1）（ア）ウ及び（ウ）並びに第3の2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2（1）	実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の（3）のアの地域水産物供給基盤整備
第2の3の柱書き	第2の1の（1）及び（2）の事業	第2の1の（1）の事業
	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の（2）に掲げる事業	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置
第2の3（ア）	都道府県道	県道
	当該都道府県	沖縄県
第2の3（イ）	都道府県	沖縄県
	都府県	沖縄県
	当該都府県	沖縄県
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1（1）柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の（1）、（2）及び（3）	第2の1の（1）及び（3）
第3の1（1）（ア）	第2の1の（1）、（2）及び（3）	第2の1の（1）及び（3）
第3の1（1）（ア）ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事

第3の1(1) (ウ)柱書き	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1(1) (ウ)(4)及び(5)	都道府県道	県道
第3の1(2) (ア)の柱書き	第2の1の(1)及び(2)	第2の1の(1)
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して
第6	要領	運用
別記参考様式 別紙8第1号 及び第3号	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙8	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙11の第2で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：〇〇地区
別記参考様式 別紙8第2号 の1	地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業	地域水産物供給基盤整備事業
	農山漁村地域整備計画	〇〇地域整備計画
別記参考様式 別紙8第4号	（地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業）	（地域水産物供給基盤整備事業）

第3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局庁通知・23農振第2611号農林水産省農村振興局長通知・23林整計第345号林野庁長官通知・23水港第3034号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局庁通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号11水産物供給基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号11 水産物供給基盤整備事業）の第2の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙29の第3の1の規定に基づき平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がなされたものとみなす。
- 4 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成24年度までに採択された地区であって、平成25年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第2の1に規定する事業計画書と見なし、また、第1の5の（1）に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。
- 5 この通知による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成25年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

別紙12（水域環境保全創造事業に係る運用）

第1 趣旨

藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等により、水産動植物の生育環境が悪化しており、近年の資源評価結果によれば、資源評価を実施している水産資源のうち半数近くの資源が低位水準にある。また、漁港の静穏水域では、幼稚仔のゆりかごとしての役割や蓄養殖が行われており、周辺の漁場環境と密接な関係を有している。

このようなことから、水産資源の生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効果的に推進するため、漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策を推進するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（1）及び（3）の規定、2（1）の表の区分1及び3欄、2（2）（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）、（キ）及び（ク）並びに4（1）及び（3）の規定を除く。）及び第3（1の（1）（ウ）及び（2）（イ）の規定を除く。）から第6まで並びに別記参考様式別紙8第1号、第2号の1、第3号、第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第3の1（1）（ア）ウ及び2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2（1）	実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の（3）のイの水域環境保全創造事業
第2の3の柱書き	第2の1の（1）及び（2）の事業の事業主体	事業主体
	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることできる。 第2の1の（3）の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。 （ア）市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることできる。

	(イ) 都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村 なお、市町村が漁港管理者である漁港について都道府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都道府県が行うことができるものとする。	
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1(1)柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の(1)、(2)及び(3)ごとに、以下のとおり、	以下のとおり、
第3の1(1)ア	第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、	次の区分により、
第3の1(1)ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1(2)ア	事業計画書は、第2の1の(1)及び(2)については、	事業計画書は、
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して

別記参考様式 別紙 8 第 1 号 及び第 3 号	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 8	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙12の第 2 で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 8
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名 : ○○地区 2. 交付対象事業名 ・ △△事業 ・ ××事業 ・ ◇◇事業	1. 地区名 : ○○地区
別記参考様式 別紙 8 第 2 号 の 1	地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業	水域環境保全創造事業
	農山漁村地域整備計画	○○地域整備計画
別記参考様式 別紙 8 第 4 号	(地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業)	(水域環境保全創造事業)

第 3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局庁通知・23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知・23 林整計第 345 号林野庁長官通知・23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局庁通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業）の第 2 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4457 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 23 年度までに採択された地区であって、平成 24 年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第 2 の 1 に規定する事業計画書と見なし、また、第 1 の 5 の（1）に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。

別紙13（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9第2から第7まで並びに別記様式第1号及び第2号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2(1)	別紙6	要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6
第2の2(2)	別紙7	要綱別紙10の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7
第3の3	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第1号の〔記載要領〕2.1)	本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載	沖縄と記載
別記様式第2号	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙13の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9

第2 経過措置

- 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙30（漁場保全の森づくり事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度も本交付金により継続して事業を実施する

地区については、本事業へ移行されたものと見なす。

- 2 1により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要領(農林水産省)別紙30の第2の2の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙14（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

漁港漁村環境整備事業（以下「本事業」という）は、漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、漁村の防災対策や漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図るものである。また、漁村をめぐる課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるよう、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤及び生活環境施設の効率的整備を推進するとともに、個性的で豊かな漁村の再生を支援し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10第2（2(1)の表の区分2欄のうちの(5)欄及び区分3欄のうちの(6)欄を除く。）から第7まで及び別記参考様式別紙10第1号から第9号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第4の1(1)イの規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙10」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2(1)	実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容	交付要綱別表1の1の(3)のエの漁港漁村環境整備事業の内容
2(1)の表の区分4及び5の内容欄	別紙8	交付要綱別紙11の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
第3の2(2)	ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域	ア （削除）
	ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村	ウ （削除）
	オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島	オ 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に規定する沖縄県の区域
第4の1(1)柱書き	事業実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
第4の1(1)イ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事

第 4 の 5 (1)	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙10第 8 号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第 8 号）すること。
別記参考様式 別紙 10 第 1 号 及び第 8 号	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙 14の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名： 〇〇地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：〇〇地区
別記参考様式 別紙 10 第 9 号	農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書	沖縄振興公共投資交付金事業実施計画の内訳書

第 3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 31 漁港漁村環境整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行したものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 10 の規定を準用して行う漁港環境施設に係る事業について、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1501 号農林水産省生産局長通知・29 農振第 2962 号農林水産省農村振興局長通知・29 林整計第 579 号林野庁長官通知・29 水港第 3354 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 30 年度以

降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。

別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

海岸保全施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条の 2 に基づき主務大臣が定める海岸保全基本方針に基づき、沖縄県知事が定める海岸保全基本計画により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

- (1) 農地保全に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 3 号及び 4 号並びに同条第 2 項）沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。
- (2) 漁港区域に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 2 号並びに同条第 2 項）漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

第 2 事業内容

1 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については沖縄県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

2 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
海岸保全施設整備	(1) 高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(2) 侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生するおそれのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(3) 海岸耐震対策	地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。 (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査 (2) 堤防・護岸等の耐震対策（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

	(4) 海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化（海岸法第 27 条第 1 項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下この別紙において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下この別紙において同じ。）を図り、もって人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。 (1) 長寿命化計画の策定又は変更 ① 海岸保全施設の機能診断 ② 長寿命化計画の策定又は変更 (2) 老朽化対策 ① 海岸保全施設の老朽化調査 ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定 ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第 3 の 2 の津波・高潮危機管理対策の(1)の②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。） (1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (3) ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）

		(4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 (5) 津波防災ステーションの整備 (6) 避難対策としての管理用通路の整備 (7) 避難用通路の設置（堤防スロープ等） (8) 漂流物防止施設の整備 (9) 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。） (10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等） ただし、(3)（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。）の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。 ※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む
3	海岸環境整備	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。
4	市町村等事業推進	市町村が行う漁港区域に係る上記1から3までの円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

3 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
1	(1) 高潮対策 (2) 侵食対策	高潮対策事業計画および侵食対策事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要
海岸保全		

施設整備		③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
	(3)海岸耐震対策	海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 浸水防止に関連した総合的な計画 ⑤ 成果目標 ⑥ 関係機関との連携等 ⑦ 関連するソフト対策 ⑧ その他参考となる事項
	(4)海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等老朽化対策事業計画（長寿命化計画の策定又は変更を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 施設管理の現状 ③ 事業の概要 ④ 計画の内訳 ⑤ 老朽化対策の基本的な考え方 ⑥ 成果目標 ⑦ 維持管理の基本的な考え方 ⑧ 老朽化等の状況 ⑨ 新技術等の導入検討 ⑩ その他参考となる事項
2 津波・高潮危機管	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標

理 対 策		⑤ その他参考となる事項
3 海 岸 環 境 整 備	海岸環境整備	海岸環境整備事業計画は、地方公共団体の長が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第1号により提出するものとする。

(1) 高潮対策及び侵食対策	事業総括表	別記様式第2号
	事業計画書	別記様式第3号
(2) 海岸耐震対策	事業総括表	別記様式第4号
	事業計画書	別記様式第5号
(3) 海岸堤防等老朽化対策	事業総括表	別記様式第6号
	事業計画書	別記様式第7号
(4) 津波・高潮危機管理対策	事業総括表	別記様式第8号
	事業計画書	別記様式第9号
(5) 海岸環境整備	事業計画書	別記様式第10号

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあっては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1) 高潮対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 高潮、津波、波浪による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 第 2 の 3 に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 5,000 万円以上であること。
	(2) 侵食対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 侵食等の被害が発生するおそれの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。 (2) 第 2 の 3 に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 5,000 万円以上であること。
	(3) 海岸耐震対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

	① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 ① 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上
(4) 海岸堤防等老朽化対策	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の策定又は変更に当たっては、維持管理費用の見通し、コスト削減内容のほか、新技術等の導入検討を長寿命化計画に記載するものとする。 (1) 長寿命化計画の策定又は変更 以下のいずれかの要件を満たすこと。 ① 海岸堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画であって令和7年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画であって令和7年度までに沖合施設の追加を反映させて変更されるものであること。 ② 既に策定されている長寿命化計画であって、令和7年度までに水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を追加して変更されるものであること。 (2) 老朽化対策 以下の①から⑥の要件を満たすこと。 ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理され

		ていること。 ② 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ③ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ④ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 ⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2,500 万円以上 ⑥ 農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合においては、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を策定すること。
2	津波・高潮危機管理対策	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。 ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に従って実施される事業であること。 (4) 一連の防護区域を有する海岸毎ごとに、事業着手から5
津波・高潮危機管理対策		

		年以内に整備目標の達成が見込まれること。 (5) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。 ① 当該対策により、施設の耐震化に資するもの ② 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの ③ 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれ強いもの (6) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (7) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごとに第2の3に規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。 (8) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。 (9) 海岸管理者ごとに第2の3に規定する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。 ① 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上 (10) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸保全基本計画が変更されるものであること。
3	海岸環境整備	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。 (1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情
海岸環境整備		

報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

- (2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

※ 地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。

- ① 対象とする海岸の概要
- ② 海岸利用の活性化に関する基本方針
- ③ 施設等配置に関する計画
- ④ 施設等の維持管理に関する計画
- ⑤ その他

- (3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が 10,000 万円以上のもの

- (4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

- ① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること
- ② 国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること

- (5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が 5,000 万円（市町村が行う場合 2,500 万円）以上のもの

- ① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの

		② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの (6) ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。） ① 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が 10,000 万円以上のもの ② 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が 5,000 万円以上のもの ③ ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。 ④ ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。 ⑤ 放置座礁船の処理については、海岸保全区域において実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。
--	--	--

3 事業計画の変更

(1) 事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

① 高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策及び海岸堤防等老朽化対策

ア 海岸の追加又は廃止

イ 各対策の内容の著しい変更

② 津波・高潮危機管理対策

ア 施策の新設又は廃止

イ 事業期間が 5 年を超える変更

ウ その他主要な施策の著しい変更

③ 海岸環境整備

主要な工事計画の著しい変更

(2) 海岸管理者は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、別記様式第11号により事業計画変更報告書を第 3 の 1 に準じて提出するものとする。

4 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成

事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の実施計画に係る計画書を作成し内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第 13 号により必要に応じて提出するものとする。

(2) 年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 年度別事業計画書（別記様式第 12 号）

イ 計画内容を示す図面及び写真

ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

(3) 変更の手続き

交付要綱第 9 に基づく軽微な変更以外の変更を行う場合は、併せて年度別事業計画も (1) 及び (2) の手続に準じて行うものとする。

5 実施に当たっての留意事項

以下の区分に応じてそれぞれの内容に留意するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸 保全 施設 整備	海岸堤防等老朽化 対策	(1) 老朽化調査及び老朽化対策計画の策定を行った上で、老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。 (2) 海岸管理者は、策定した老朽化対策計画を内閣府沖縄総合事務局長に提出するものとする。 (3) 農地保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全し続ける必要がある場合は、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第 14 号）を策定し、内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第 15 号により提出した上で、対策を実施するものとする。
2 海岸 環境 整備	海岸環境整備 （農地保全に係る ものに限る。）	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第 1 条に定める海岸として取り扱うこととする。 (3) 第 3 の 2 の海岸環境整備の (6) の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに内閣府沖縄総合事務局長に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

第 4 助成

1 助成経費

国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策及び海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は沖縄県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村

等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成 13 年 4 月 13 日付け 12 水港第 4525 号水産庁長官通知）の第 2 の 3 の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第 2 の 3 の（3）に準じて算定した額を上限とする。

2 対象経費

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 船舶及び機械器具費
- ④ 測量及び試験費
- ⑤ 用地及び補償費

(2) 市町村等事業推進（漁港区域に係るものに限る。）

第 5 その他

- 1 この事業の実施については、海岸法その他の法令に定めるところによる。
- 2 隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第 40 条第 2 項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。
- 3 この運用に定めるもののほか、漁港区域に係る事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第 6 経過措置

- 1 沖縄県において、海岸法第 27 条第 2 項に基づき実施している海岸保全施設整備事業(高潮対策)、海岸保全施設整備事業(侵食対策)、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1831 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農振第 1886 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 構改 D 第 782 号農林事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸耐震対策緊急実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 水港第 2778 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日 19 付け水港第 2933 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要領（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 水港第 3221 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸環境整備事業実施要領（昭和 49 年 8 月 15 日付け 49 水港第 3397 号農林事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金制度要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2184 号農林水産事務次官依命通

知)に基づき実施している地区であって、交付金を充当して平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 この運用の第 2 の 3 に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）及び津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）を令和 5 年度までに策定している事業は、高潮浸水想定区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第 3 の 4 の（1）に規定する年度別事業計画書とともに内閣府沖縄総合事務局長に提出するものとする。

別記様式第 1 号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

海岸保全施設整備事業を実施したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき別紙事業計画書を提出します。

〇〇対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	〇年度～〇年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第3号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
- 3 実施内容等欄には、対策の内容を簡潔に記載すること。
- 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
- 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名		沖縄県		所管名				海岸管理者名		沖縄県	
-------	--	-----	--	-----	--	--	--	--------	--	-----	--

沿岸名		事業施行場所				海岸保全区域指定				財源負担割合(%)											
		郡		町				年		月		日告示		国		沖縄県		市町村		その他	
		市		大字		地先															
海岸の概要						被災歴				海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標											
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。										海岸延長※ (m)		防護人口 (人)		防護面積 (ha)		その他の成果目標					
																※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)					
事業の概要						農地の状況(注1)						事業の目的、整備の方法等を記述する。									
計画の内訳	実施予定期間				計画総事業費				千円												
	施設名等		実施内容等				事業費(千円)		整備予定期間		整備の必要性										
	合計																				
関係機関との連携		海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携																			
関連するソフト対策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等																			
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)																			

※印:海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付)

 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸耐震対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第5号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
3 実施内容等欄には、耐震対策等(地盤改良工、鋼矢板工等)を簡潔に記載すること。
4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
	郡	町	年 月 日告示		国	沖縄県 市町村 その他
	市	大字 村	地先			

海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。			海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標
						※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)

事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画		農地の状況(注2)	
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注1		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。	

計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費		千円	
	施設名等	実施内容等		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
	合計					

関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回／年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)

※印:海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付)

 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地域防災計画等)の概要を記載する。

注2:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注3:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸堤防等老朽化対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第7号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
- 3 実施内容等欄には、老朽化調査、老朽化対策計画の策定及び老朽化対策工事を簡潔に記載すること。
- 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
- 5 備考欄には、日常点検等の結果を踏まえた対策の必要性及び既存施設の機能の強化又は回復の別を記載すること。

〇〇海岸 海岸堤防等老朽化対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定			財源負担割合(%)					
	郡	町	地先	年	月	日告示	国	沖縄県	市町村 其他			
	市	大字										
	村											
海岸の概要	※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、老朽化対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。			被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標						
				海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標					
							※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)					
事業の概要				施設管理の現状			農地の状況(注2)					
事業の目的、整備の方法等を記述する。				注1			防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。					
老朽化対策の基本的な考え方				維持管理の基本的な考え方								
注4				注4								
新技術等の導入検討				老朽化等の状況								
計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費		千円							
	施設名等	実施内容等			事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性					
	合計											
関係機関との連携		海岸法第40条2項等										
其他参考となる事項												

※印:海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)

 (4) 地域防災計画等の該当部分の写し (5) 長寿命化計画等(維持管理の見通し、コスト削減内容、新技術等の導入検討等)

注1:日常管理の現状について記載する。

注2:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注3:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注4:海岸保全基本計画等に位置付けられている老朽化対策の基本的な考え方及び維持管理の基本的な考え方の概要を記載する。

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県		計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)		実施予定期間	備 考
			ソフト	ハード		
		小 計				
		小 計				
		小 計				
合 計						ソフト費用／総事業費＝○％

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第9号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ソフト対策等)を記載すること。
なお、ソフト対策は、具体の調査内容を明記すること(「津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査(耐震調査等)」等)。
- 3 実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
- 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
- 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
- 6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用(耐震調査等ソフト対策経費)の割合を記載すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名		沖縄県		所管名				海岸管理者名		沖縄県	
-------	--	-----	--	-----	--	--	--	--------	--	-----	--

沿岸名		事業施行場所				海岸保全区域指定				財源負担割合(%)													
		郡		町				年		月		日		告示		国		沖縄県		市町村		その他	
		市		大字		地先																	
海岸の概要						被災歴				海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標													
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。										海岸延長※(m)		防護人口(人)		防護面積(ha)		その他の成果目標							
																※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) 〈例〉想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人							
事業の概要								計画における位置付け								農地の状況(注1)							
事業の目的、整備の方法等を記述する。								地域防災計画等における当事業の位置付け				防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。											
計画の内訳	実施予定期間						計画総事業費		千円(うち耐震調査等のソフト経費 千円)														
	施設名等		整備内容				事業費(千円)		整備予定期間		整備の必要性												
	合計																						
連携ソフト施策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布 等										海岸保全基本計画の変更(注3)											
												有		無									
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載))																					

※印:海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付)

 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3:本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第9-2号」も併せて提出すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沖縄県	沿岸名				所管省庁(注1)	
沿岸関係市町村	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村・・・(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む。)を記載する。)						
地区海岸名(注2)							
海岸管理者名(注3)							
地区海岸名							
海岸管理者名							
地区海岸名							
海岸管理者名							
沿岸の概要				本沿岸の海岸保全施設整備の 基本方針(現行)			
基本計画変更 の趣旨	(例)令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海水面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。 これを踏まえ、平成〇年に〇〇県で策定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。 そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。						検討実施期間
							〇〇～〇〇年
施設整備の見直しに 向けた検討内容	海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するに当たっての検討内容を具体的に記載する。 (例) ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらを基に各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成に当たり、有識者に意見を徴収するための委員会を開催する。						検討に係る 総事業費 (千円)

注1:農村振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれか該当局名を記入する。
注2:海岸保全基本計画の変更に当たり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入する。
注3:上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

(海岸環境整備)

事業計画書															
1 地区概要															
県名		地区名		地域名		海岸管理者		事業主体		指定年月日		所管別			
沖縄県										年 月 日		海岸法第40条 項 号			
計画区域		自 至		市(郡)		町(村)		大字		延長	地区総延長	指定済延長	施工延長		
				市(郡)		町(村)		大字				(m)	(m)		
海岸名				沿岸		海岸		地先海岸							
地区状況	潮流					構造物					計	海象気象			
	浸食漂砂					利用状況						潮位	既往最高潮位 m		
													既往最高潮位偏差 m		
海浜状況		利用海岸線延長		利用海浜巾		利用海浜面積		海浜勾配		砂の粒径		画波浪	既往最大偏差 m		
													朔望平均満潮位 m		
	現況												元	計画偏差 m	
	計画													設計高潮位 m	
2 海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標													諸	既往最大波高 H01 m	
海岸延長(m)※		防護人口(人)		防護面積(ha)		その他の成果目標						同上周期 T ・			
												設定波高 H0 m			
												同上周期 ・			
3 負担区分													元	波形状勾配 H0/1L 0	
国 費		県 費		市 町 村 費		そ の 他						設計波向			
(千円)		(千円)		(千円)		(千円)						海底勾配			
(%)		(%)		(%)		(%)						波打ち上げ係数 R1/H01			
4 事業計画										5 関連する他事業				[事業主体:]	
工 種	単位	全 体 計 画			事業概要										
		数 量	単 価	事業費											
1 工事費 本工事費 離岸堤 突 堤 護 岸 堤 防 昇降路 養 浜 通 路 付帯施設 安全施設 付帯施設 測量及試験費 用地費及補償費 船舶及機械器具費 計					施設規模	公園()		ヨットハーバー()		(そ の 他)					
						法令等の根拠		法令等の根拠							
						計画決定 年 月 日		事業開始 年 月 日							
						共用開始 年 月 日		共用開始 年 月 日							
						計画決定面積 m ²		計画収容隻数 隻							
						既開設面積 m ²		既収容隻数 隻							
						公共建物 棟		利用水面積 m ²							
								公共建物 棟							
						計画規模	工 種	単位	全 体 計 画		備考				
									数 量	事業費					
				(千円)											

(備考) 位置図、一般計画平面図、主要構造図及び写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)を添付すること。

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

※印: 海岸延長とは、当該事業により環境整備が実施された海岸線延長とする。

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続き報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

海岸保全施設整備事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙のとおり行ったので、報告する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要
- 3 添付書類

(1) 事業計画書

(注) 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料

〇〇年度 海岸保全施設整備事業年度別事業計画書

整備計画名	
-------	--

〇〇海岸

(金額単位：千円)

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体	全体計画 (〇〇年～〇〇年)			前年度まで実績 (〇年～〇年まで)		〇〇年度実施計画 (当該年度)							〇〇年度以降残 (翌年度以降)		備 考
					主な工種名	数量	全体事業費	数量	全体事業費	数量	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量	事業費	
				(所在地)															
	本土計	高潮	〇〇海岸	〇〇県	護岸改良	〇〇m	〇〇〇			〇〇m					0	0			
	本土計	浸食	〇〇海岸	〇〇市	離岸堤	〇〇m									0	0			
	本土計	耐震			堤防改良	〇〇m									0	0			
	本土計	老朽化			陸間 等	〇〇基									0	0			
	本土計	津波・高潮													0	0			
	本土計	海岸環境													0	0			
	本土計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	都道府県計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	

- (備考) 1 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2 記入順序は所管別（沖縄）、事業別（高潮、浸食、耐震、老朽化、津波・高潮、環境）の順に記入する。
3 備考欄に、「〇〇年新規」、「〇〇年完成」、「〇〇年完成予定」を記入する（該当する場合記入）。
4 所管別に小計をとる。
5 〇〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の全額を記入する。
6 上段右上の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別葉とする。

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙※のとおり提出します。

記

- 1 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区、〇〇漁港海
- 2 交付対象事業名
 - ・ △△事業
 - ・ ××事業
 - ・ ◇◇事業

※ 別紙とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）に基づき作成する年度別事業計画書（別記様式第 12 号）

〇〇海岸 海岸保全区域適正化計画書

都道府県名	沖縄県	現行	主務大臣		海岸管理者名	
		所管変更	主務大臣		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		所管変更時期(予定)	
	郡	町	年 月 日告示			
	市	村				
海岸の概要			所管変更に係る事前処理事項		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	
			海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	防護すべき対象
整備の概要			所管変更の必要性			
整備の方法等を記述する。				農地が存在しないものの、引き続き海岸保全区域として保全する必要性を記載する。		
整備の内訳	実施予定期間		総事業費		千円	
	施設名	実施内容等		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
	合計					
その他参考となる事項						

※印:海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)

 (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し (5) 所管変更に係る事前処理事項の確認書の写し

別記様式第 15 号

海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

〇〇海岸において、海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）を実施したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 5 の規定に基づき別紙海岸保全区域適正化計画書（別記様式第 14 号）を提出します。

別紙 16（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のアに掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の第 2 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農林水産省農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を經由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を經由して林野庁長官

別紙 17（盛土緊急対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のイに掲げる盛土緊急対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の第 2 から第 9 までの規定及び同実施要領別記様式第 1 号から第 6 号までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を経由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官

別紙 18（効果促進事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の第 2 から第 6 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2	基幹事業	交付要綱別表 1 の 1 の (1) から (5) までの事業
第 3	都道府県	沖縄県